

改正

平成19年11月27日規則第26号

平成20年9月4日教委規則第10号

平成21年3月25日教委規則第3号

平成23年3月23日教委規則第1号

平成27年3月12日教委規則第2号

令和4年4月1日教委規則第2号

令和6年4月10日教委規則第2号

高萩市民球場設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、高萩市民球場設置及び管理に関する条例（昭和47年高萩市条例第12号。以下「条例」という。）第23条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(管理の委任)

第3条 市長は、市民球場の管理に関する事務を高萩市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に委任するものとする。

(使用許可の申請等)

第4条 条例第5条の規定により、施設等を使用しようとする者は、高萩市民球場使用許可（変更）申請書（様式第1号。以下「使用許可申請書」という。）を使用予定日の7日前までに教育委員会に提出しなければならない。なお、既に許可を受けた事項を変更するときは、使用許可申請書を使用予定日の3日前までに提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特別な事情があると認めたときは、この限りでない。

(使用の許可)

第5条 教育委員会は、施設等の使用を許可したときは、高萩市民球場使用許可書（様式第2号）を当該申請をした者に交付するものとする。この場合において、教育委員会は、使用に関し必要な条件を付けることができる。

(使用許可の制限)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

- (1) 公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設等を汚損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) 風水害の影響があると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、施設等の管理上適当でないと認めるとき。

(使用料の減免)

第7条 条例第8条の規定により、使用料を減額し、又は免除する場合の基準及び割合は、次のとおりとする。

- (1) 市が使用する場合 100分の100
- (2) 市内の保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は構成員の半数以上が高校生以下の団体が使用する場合 100分の100
- (3) 市外の高等学校又は構成員の半数以上が高校生以下の団体が使用する場合 100分の50
- (4) 市の文化協会又はスポーツ協会に加盟している団体が本来の活動のために使用する場合 100分の50
- (5) その他教育委員会が特に必要があると認めた場合 教育委員会が定める割合

2 前項の規定に基づき、使用料の減額又は免除を受けようとする者は、高萩市民球場使用料減免申請書(様式第3号)を教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、前項の申請に基づき、市民球場の使用料の減額又は免除を承認したときは、高萩市民球場使用料減免承認書(様式第4号)を当該申請をした者に交付するものとする。

(職員の指示)

第8条 使用者は、市民球場を使用するに当たっては職員の指示に従わなければならない。

(原状回復の義務)

第9条 使用者は、施設等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、これを速やかに原状に復さなければならない。

2 教育委員会は、使用者が前項の義務を履行しないときは、これに代わって執行し、その経費を使用者から徴収するものとする。

(使用の制限)

第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用の条件を変更し、使用を停止させ、又は使用の許可を取り消すことができる。この場合において、使用者が受けた損害について、教育委員会は、その責めを負わない。

- (1) この規則に違反したとき。
- (2) 使用許可の条件に違反したとき。
- (3) 災害その他緊急の場合において、市民球場の使用を中止したとき。
- (4) 使用目的以外に使用した事実を発見したとき。
- (5) 市が直接使用する必要があるとき。

(開場日及び開場時間)

第11条 条例第4条に規定する市民球場の開場日及び開場時間は、次のとおりとする。

開場日	12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く日
開場時間	午前8時から午後6時まで

- 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、開場しない日を変更し、若しくは臨時に開場しない日を設け、又は臨時に開場時間を変更することができる。

(監視及び管理等)

第12条 施設等の監視及び管理に関する事務の一部を処理させるため、施設等に管理人を置く。

(指定管理者による管理)

第13条 条例第13条第1項の規定により、施設等の管理を指定管理者に行わせる場合における第4条、第5条、第9条第2項、第10条及び第11条第2項の規定の適用については、これらの規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

(公募)

第14条 教育委員会は、条例第13条の規定により、施設等の管理を行わせるため、法人等を指定管理者に指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を明示して指定管理者の候補者を公募しなければならない。

- (1) 管理を行わせる施設等の概要
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理者として指定する期間
- (4) 条例第15条の規定による申請の方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(指定申請書)

第15条 条例第15条に規定する申請書は、高萩市民球場指定管理者指定申請書(様式第5号)とし、指定管理業務に係る計画書のほか、次に掲げる書面を添付するものとする。

- (1) 定款、寄附行為その他これらに準ずる書面
 - (2) 法人にあっては、登記事項証明書
 - (3) 申請の日の属する事業年度の前事業年度（以下「前事業年度」という。）における財産目録、貸借対照表、損益計算書その他法人等の財務状況を明らかにする書面
 - (4) 前事業年度における事業報告書その他法人等の業務内容を明らかにする書面
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認める書面
- (通知)

第16条 教育委員会は、条例第17条の規定による指定をしたときは、指定された法人等に対しては高萩市民球場指定管理者指定書（様式第6号）により、指定されなかった法人等に対しては高萩市民球場指定管理者不指定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

2 教育委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、高萩市民球場指定管理者指定取消等通知書（様式第8号）により通知するものとする。

(協定)

第17条 指定管理者は、教育委員会と施設等の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 事業計画に関する事項
 - (2) 条例第20条の規定による利用料金に関する事項
 - (3) 指定管理業務に要する費用に関する事項
 - (4) 指定管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
 - (5) 指定管理業務の報告に関する事項
 - (6) 指定の取消し及び指定管理業務の停止に関する事項
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項
- (事業報告書)

第18条 指定管理者は、毎年度終了後90日以内に、次に掲げる事項を記載した事業の報告書を教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、当該期間を延長することができる。

- (1) 指定管理業務の実施状況
- (2) 施設等の利用状況
- (3) 利用料金の収入の実績

- (4) 指定管理業務に要する経費の収支状況
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項
(利用料金の承認申請等)

第19条 条例第20条第3項の規定による利用料金の承認の申請は、高萩市民球場利用料金承認申請書(様式第9号)により行うものとする。

- 2 条例第21条の規定による利用料金の減免基準の承認の申請は、高萩市民球場利用料金減免基準承認申請書(様式第10号)により行うものとする。
(利用料金の減免)

第20条 第7条第2項及び第3項の規定は、条例第21条の規定による利用料金の減額又は免除に係る手続について準用する。この場合において、第7条第2項中「前項の規定に基づき、使用料」とあるのは「利用料金」と、「高萩市民球場使用料減免申請書(様式第3号)」とあるのは「高萩市民球場利用料金減免申請書(様式第3号)」と、同条第2項及び第3項中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、同項中「市民球場の使用料」とあるのは「市民球場の利用料金」と、「高萩市民球場使用料減免承認書(様式第4号)」とあるのは「高萩市民球場利用料金減免承認書(様式第4号)」と読み替えるものとする。
(委任)

第21条 この規則の施行に関し、必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この規則は、昭和47年7月1日から施行する。

附 則 (平成19年規則第26号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年教委規則第10号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に改正前の高萩市営野球場設置及び管理に関する条例施行規則の規定に基づいて作成された帳票等で現存するものについては、当分の間、必要な調整をして引き続き使用することができる。

附 則 (平成21年教委規則第3号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年教委規則第 1 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則施行の際、この規則による改正前の規則により作成されている帳票等で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成27年教委規則第 2 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の使用料等に関する規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る使用料等について適用し、同日前の使用に係る使用料等については、なお従前の例による。

附 則（令和 4 年教委規則第 2 号）

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年教委規則第 2 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 6 年10月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この規則による改正後の高萩市民球場設置及び管理に関する条例施行規則の規定による指定管理者の指定に関し必要な行為、使用の許可の手続その他必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

様式第1号（第4条、第13条関係）

高萩市民球場使用許可（変更）申請書

年 月 日

宛て

申請者 住 所

団体名

代表者

電話番号

次のとおり申請します。

使 用 目 的	
使 用 期 間	自 年 月 日 午前・午後 時 分 至 年 月 日 午前・午後 時 分（日間）
使用責任者及び 連絡先 ※	氏名 電話番号
使 用 料 ※ （利用料金）	円
使用設備又は 備 品	
入場料徴収の 有 無	有（入場料の最高額 円）・無
参加見込人員	名
備 考	

- （注） 1 許可事項を変更する場合には、既に交付を受けた許可証を添付してください。
2 代表者と使用責任者が違う場合記入してください。
3 使用料（利用料金）の欄は記入しないでください。

様式第2号（第5条、第13条関係）

高萩市民球場使用許可書

第 号

年 月 日

様



次のとおり許可します。

使 用 目 的	
使 用 期 間	自 年 月 日 午前・午後 時 分 至 年 月 日 午前・午後 時 分（日間）
使用責任者及び 連 絡 先 ※	氏名 電話番号
使 用 料 （利用料金）	円
使用設備又は 備 品	
減 免 の 有 無	☐ 減額 ☐ 免除
条 件	

様式第3号（第7条、第20条関係）
高萩市民球場使用料（利用料金）減免申請書

様式第3号（第7条、第20条関係）
高萩市民球場使用料（利用料金）減免申請書

年 月 日

宛て

申請者 住 所

团体名

代表者

次のとおり申請します。

使用目的	
使用期間	自 年 月 日 午前・午後 時 分 至 年 月 日 午前・午後 時 分（日間）
減額・免除の理由	☐ 減額 該当のため ☐ 免除
備考	

様式第4号（第7条、第20条関係）

高萩市民球場使用料（利用料金）減免承認書

年 月 日

様

印

次のとおり承認します。

使用目的	
使用期間	自 年 月 日 午前・午後 時 分 至 年 月 日 午前・午後 時 分（日間）
減額・免除 の 内 容	☐ 減額（ 円） ☐ 免除
備 考	

年 月 日

高萩市教育委員会 宛て

申請者
所在地
団体名
代表者職氏名
連絡先
担当者氏名
電話番号

高萩市民球場設置及び管理に関する条例第15条の規定により、高萩市民球場の指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

添付書類

- (1) 指定管理業務に係る計画書
- (2) 定款、寄附行為その他これらに準ずる書面
- (3) 法人にあっては、登記事項証明書
- (4) 申請の日の属する事業年度の前事業年度（以下「前事業年度」という。）における財産目録、貸借対照表、損益計算書その他法人等の財務状況を明らかにする書面
- (5) 前事業年度における事業報告書その他法人等の業務内容を明らかにする書面
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認める書面

様式第 6 号（第16条関係）

第 号
年 月 日

様

高萩市教育委員会 図

高萩市民球場指定管理者指定書

年 月 日付けであった高萩市民球場の指定管理者の指定申請については、
高萩市民球場設置及び管理に関する条例第 17 条の規定により指定します。

指定管理者として指定する期間

年 月 日から 年 月 日まで

第 号
年 月 日

様

高萩市教育委員会 印

高萩市民球場指定管理者不指定通知書

年 月 日付けであった高萩市民球場の指定管理者の指定申請については、
次の理由により指定しませんので通知します。

理由

教示

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、高萩市長に対して審査請求をすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内）に、高萩市を被告（訴訟において高萩市を代表する者は高萩市教育委員会となります。）として、提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様

高萩市教育委員会 図

高萩市民球場指定管理者指定取消等通知書

高萩市民球場の指定管理者の指定の取消し等については、次のとおり決定したので通知します。

区 分	1 指定の取消し 2 業務の停止（全部・一部）	
指 定 取 消 日	年 月 日	
業 務 停 止 の 期 間 及 び 範 囲	期 間	年 月 日から 年 月 日まで
	範 囲	
理 由		

教示

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、高萩市長に対して審査請求をすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内）に、高萩市を被告（訴訟において高萩市を代表する者は高萩市教育委員会となります。）として、提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 9 号（第19条関係）

高萩市民球場利用料金承認申請書

年 月 日

高萩市教育委員会 宛て

指定管理者

所在地

団体名

代表者職氏名

高萩市民球場設置及び管理に関する条例第 2 0 条第 3 項の規定により、次のとおり高萩市民球場の利用料金を決定（変更）したいので、承認を申請します。

利用料金

年 月 日

高萩市教育委員会 宛て

指定管理者

所在地

団体名

代表者職氏名

高萩市民球場設置及び管理に関する条例第21条の規定により、次のとおり高萩市民球場の利用料金の減免基準を決定（変更）したいので、承認を申請します。

1 減免基準

2 減免基準の適用年月日